

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020（令和2）年4月1日～2025（令和7）年3月31日【5年間】

2. 内 容

<数値目標>

女性の勤続年数を男性と同じ水準にまで高めるために、2025年3月1日時点で、直近10年間（2015年4月を起点とした計画期間中）に入社した女性の在職率85%を目指す。

計画的な採用、育成を進め、管理職の出現率を男女同等にすることを目指す。

2020年3月時点の管理職出現率＝男性18.5% 女性10.8%

そのための取り組みとして

・育児や介護によるキャリアの中断があっても、仕事を続けられ、かつキャリアデザインを描いていけるような各種研修を実施していく。（2020年4月～）

<追記>

女性の活躍に関する情報公表

【情報公表項目】2020年3月現在

10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合

男性88.4% 女性83.3%

計画的な採用、育成を進め、管理職の出現率を男女同等にすることを目指す。

2020年3月時点の管理職出現率＝男性18.5% 女性10.8%

以 上